

高度省エネルギー増進設備等の取得価額に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・	・ ・	法人名	()
-------------	-------------	--------	--------	-----	-----

措法第42条の5第1項各号の該当号		1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目		2					
資 産 区 分	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額 (8)-(9)	10					
機械設備等の概要							

別表六の二(九)付表 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（九） 付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の10第2項《高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「措法第42条の5第1項各号の該当号1」は、平成30年改正法附則第88条第1項《高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定により読み替えて適用する措置法第42条の5第1項第2号《高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》に定める減価償却資産にあつては、「第1号」と記載します。

3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」

には、法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額》の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限り。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

4 「機械設備等の概要」には、その機械設備等が、高度省エネルギー増進設備等に該当することの詳細のほか、高度省エネルギー増進設備等の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものではない旨を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。